

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定により報告した定期監査（総務局・市民局・会計室・消防局・産業文化局・こども支援局・選挙管理委員会・監査事務局・上下水道局）の結果報告に対して、西宮市長等から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和4年12月15日

西宮市監査委員 石原俊彦
 西宮市監査委員 佐竹令次
 西宮市監査委員 板戸史朗
 西宮市監査委員 八木米太郎

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
総務局	令和4年2月7日	令和4年2月8日	令和4年8月31日
市民局	令和4年2月7日	令和4年2月8日	令和4年6月20日
会計室	令和4年2月7日	令和4年2月8日	令和4年8月30日
消防局	令和4年2月7日	令和4年2月8日	令和4年7月5日
産業文化局	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年11月15日
こども支援局	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年9月14日
選挙管理委員会	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年11月28日
監査事務局	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年11月29日
上下水道局	令和4年6月10日	令和4年6月13日	令和4年11月24日
措置の内容	別紙のとおり		

西 会 発 第 7 号
令和4年8月30日

西宮市監査委員 石原 俊彦 様
同 佐竹 令次 様
同 板戸 史朗 様
同 八木 米太郎様

西宮市長 石井 登志郎

監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

- | | |
|------------|-----------------|
| 1 措置を講じた部局 | 会計室 |
| 2 監査結果報告名 | 定期監査結果報告（会計室） |
| 3 監査結果提出日 | 令和4年2月7日付報告監第9号 |
| 4 措置状況 | 別紙のとおり |

定期監査報告書に基づき講じた措置
(令和4年2月7日付報告監第9号)

(要改善事項)

監査結果報告書 P11

1 現金取扱員証の適正な交付

現金取扱員の任命に係る報告書及び証の交付申請書を各課から受領したときは、西宮市会計規則第7条及び別表第1に基づいて当該課に出納員が置かれているかどうかを確認し、適正に任命対象者を把握した上で、現金取扱員証を交付されたい。

(講じた措置)

現金取扱員証の交付にあたっては、証の交付申請書が各課から提出された際に、会計規則で任命対象課であることをしっかり確認することを徹底いたしました。

今後とも、現金取扱員証の取り扱いにつきましては、適正に任命対象者を把握した上で現金取扱員証を交付するよう適正な事務の執行に努めてまいります。

(要改善事項)

監査結果報告書 P11

2 歳入歳出外現金払出票の適正な審査

歳入歳出外現金は市の所有に属する現金ではないが、公金である。払出票の審査にあたっては、歳計現金の支出命令書の審査と同様に、適正な審査及び財務会計事務の指導に努められたい。

(講じた措置)

歳入歳出外現金払出票の審査にあたっては、支出命令書の審査同様に審査項目の見落としがないように一層の注意を払うとともに、各総括担当課等に対しては、財務事務業務マニュアルの活用や通知文書による注意喚起を毎年度同様に行いました。

今後とも、慎重な審査および総括担当課等に対する的確な指導に努めてまいります。